



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第73号)

配信日 平成26年7月4日

長崎県消費生活センターからの情報です

パソコンの遠隔操作によるプロバイダー変更勧誘に注意！

〈相談事例〉

大手電話会社の「プロバイダーサポート」と名乗る電話があり、今より安いプロバイダーに変更するよう勧誘され承諾した。プロバイダーの変更に伴うパソコンの設定で、業者の指示通りにパソコンを操作していたら、急に遠隔操作状態になり、後は業者が設定してしまった。

設定が進む中で電話会社とは関係のないプロバイダーと契約したこと、電話料金とプロバイダー料金が別々に請求され不便になることが分かったが、作業がどんどん進んでいくので断れなかった。翌日解約を申し出たが、解約料1万8千円を請求すると言われた。納得できない。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 消費者に誤解させるような勧誘をして、遠隔操作を使って内容を確認する余裕を与えず契約させるという手口です。頼んでいないサービスを勝手に付加され、また、パソコン内の情報を見られる可能性もあるので、十分に注意しましょう。
- プロバイダー契約は電話勧誘であっても、クーリング・オフの適用はありません。契約書を交わさなくても、口頭で契約が成立するので十分に注意が必要です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)